

代 表 者

行 政 視 察 及 び 陳 情 報 告 書

平成30年 2月 8日

各 会 派 代 表 者 殿

呉市議会議員

片岡 慶行
北川 一清
井手畑 隆政
田中 みわ子

次のとおり行政視察及び陳情活動をしたので報告します。

1. 視察期日

平成30年1月24日（水）～ 26日（金）

2. 調査項目

東京都墨田区 中小企業振興条例について

東京都千代田区 特別交付税陳情

東京都中央区 産業振興基本条例について

3. 参加議員

片岡 慶行, 北川 一清, 田中 みわ子, 井手畑 隆政

墨田区役所（東京都墨田区）

■調査項目

中小企業振興条例について

・調査対応者

墨田区 産業観光部 産業観光課
課長 中山 賢治 氏

・調査期日

平成30年1月24日（水）午後3時～4時30分

・調査目的

呉市も「中小企業振興基本条例」の制定を目指す中、全国初の中小企業振興基本条例を昭和54年に制定した墨田区において、条例制定の経緯と制定後の進め方やその成果を学び、呉市の条例制定と施策に生かすことを目的とする。

・調査内容

【産業振興課中山課長より資料に基づき説明】

- ・ 墨田区中小企業振興基本条例は、昭和54年に制定された全国初の基本条例であり、「企業、区民および区が、自治と連帯のもとに一体となって中小企業振興を推進する」ことを基本とした理念的な条例である。
- ・ 条例制定の背景には、区内ものづくり工場の転出等による減少、企業主の事業後継に関する躊躇、区内在住の勤率が約8割と高いこと、江戸時代から生活用品に関わる職人のまちであったこと、下請け加工業が多いこと、ものづくり産業の振興は商業振興にもつながるとの思い、などがある。
- ・ 昭和55年の条例制定後、より効果的な産業振興について検討する会議体として、「産業振興会議」を昭和55年に設置。委員は、区内の若手事業者6人、学識経験者2人、商工会議所1人、区職員1人と、実務的な構成とした。（一般にこのような会議体は業界代表者で構成されることが多いが、墨田区では若手中心に構成した。）
- ・ 狙いは、下請け加工業からの脱却。このため、自主製品開発や後継者対策にも注力し、例えば、若手後継者育成ビジネススクールを開催、毎年十数名が参加し、これまで約160人を育成した。この繋がりが企業間ネットワークを生み、新たなものづくりに発展してきたと評価している。
- ・ 条例制定後のハード面の整備として、「すみだ産業会館」「すみだ中小企業センター」「国際ファッションセンター」など、またソフト面では、「すみだ3M運動」「フロンティアすみだ塾」「すみだ地域ブランド戦略」「新ものづくり創出拠点整備事業」などがある。

- 例えば、「すみだ地域ブランド戦略」では、区が委託するクリエイターとのコラボレーションや、「すみだモダン」ブランドの認証、台湾デザイナーセンターとの事業連携による台湾販路開拓などを進めている。
- 「新ものづくり創出拠点整備事業」では、2000万円/1件（東京都補助1/2）の整備交付金により、毎年1～2件の拠点を整備。これまでにすべて業種の異なる9拠点を整備してきた。
- 産業振興会議に続き、平成25年には「墨田区産業振興マスタープラン」を策定した。ここには、産業振興の戦略と基本的な取り組み姿勢を明記。パンフレットを見ると、「Stay Fab - 楽しくあれ」をキャッチフレーズに、『「楽しく」あり続けるためには、何か「新しいコト」を興さなければならない「新しいコト」を興すには「夢」を持たなければならない なぜなら、「夢」があるひとには「希望」がある「希望」があるひとには「目標」がある「目標」があるひとには「計画」…中略…「実行」…「結果」…「反省」がある「反省」があるひとには「進歩」がある「進歩」があるひとには「夢」がある』と書かれている。新しいものづくりの発想や、産業と観光の融合などを通して、10年後のまちの姿を示しており、「ものづくり」から「まちづくり」へと推し進めたマスタープランである。
- 以上述べたように、墨田区では、

昭和54年	昭和55年	平成25年
「中小企業振興基本条例」 → 「産業振興会議」 → 「産業振興マスタープラン」という展開で、条例の具体化に取り組んできた。		
- 今後も、来年度から開設する「すみだビジネスサポートセンター」、
「個店支援助成金」あるいは、浅草からスカイツリーへ素通りさせない工夫として「スミファ = すみだファクトリーめぐり」など産業と観光の融合も推進し、新たな取り組みを継続していく。

【質疑応答】

- 以前にも墨田区を訪問したが、今回さらに進化しており驚いた。ところで産業振興会議について、若手6名の人選は？
→ 若手経営塾の卒塾者に依頼している。
→ 産業振興会議では、年ごとにテーマ設定しており、本年はマスタープランの検証がテーマであった。
- マスタープランを作ることになったきっかけは？
→ 産業振興会議で意見の具現化が必要とされた。
→ 委員として、産業人はじめ、コンサルタントや、シンクタンクである日本デザインマネージメント協会、個人のデザインディレクターなどが参加して策定した。
→ 約1年間で策定したが、要した費用は委員謝金とアウトソーシング費用である。

- ・ 呉市も台湾の基隆市と姉妹都市提携したところであるが、台湾へアプローチするきっかけは？
 - ➔ 大陸から台湾に仕入れにきていることもあり、バックの市場が大きい。
 - ➔ なお、デザインセンターは台北あり、台湾政府の外郭団体である。
- ・ 区民の意識に変化はあったか？
 - ➔ 昭和50年代は、中小零細や重厚混在のまちだった。その後海外移転などで事業者が急激に減少、町工場もなくなりマンションが建つと生活様式も違ってくる。例えば、商店街においては、そのような需要にも対応できる商業振興が必要とされた。
- ・ クリエイターは区で契約しているようだが、費用はどの程度か？
 - ➔ 理事からの紹介も多い。300万円／年程度であるが、ほとんど手弁当でも来て下さっている。
- ・ 産業振興会議は若手中心とのこと、業界代表者等からの苦言はないか？
 - ➔ 産業界代表者の懇談会を別に設けてある。（古い方々や過去の有力者などのガス抜きの場は必要）
- ・ 会議の振興においては、区の諮問会議のような位置づけで区職員がお膳立てするのか？
 - ➔ 行政職員は、テーマについて事前に座長と話しておいたり、必要な資料を準備したり、あるいは各委員さんと調整したりという程度である。会議の振興自体は学識経験者の先生にお任せしており、行政側は口を挟まないように心掛けている。
- ・ マスタープランに「楽しくあれ！・・・」とあるが？
 - ➔ 委員で考えたキャッチフレーズである。市内事業者のものづくりへの思いが集約されたもの。
- ・ 現在の区内就業率はどの程度か？
 - ➔ 35%程度まで落ち込んでいる。
- ・ デザインを重視しているのは？
 - ➔ 江戸期には日常消費材に関係する業種が多かったという、江戸の伝統を受け継いでいる。また、江戸期にはものづくりから、問屋や販売まで物流も整っており、さらに、問屋では「目利き」もできたので、デザイン面も品質的にも優れたものづくりが育ってきたと考えている。
- ・ 墨田区の産業振興課の職員数は？
 - ➔ 工業担当5名、商業担当5名、ブランド担当4名、庶務4名の18名。

【呉市での展開の可能性】

- ・ 基本条例の制定を出発点として、それを具体化するために、産業振興会議を設け、若手の参加で実務推し進め、さらに産業振興マスタープランを策定し様々な事業・施策を展開するという進め方は、大いに参考にしたい。
- ・ 事業承継、後継者育成についての支援は呉市においても重要な視点。
- ・ 台湾をマーケットとして、具体的に事業推進している点、参考にしたい。

- ・ デザイナーやクリエイターを区が抱え、必要な事業者に派遣する手法は有効と考える。中小事業者に足りない点をうまく補完している。
- ・ 「ものづくり」を「まちづくり」へと推し進める考え方や手法は、呉市でも参考になる。

特別交付税陳情

■ 陳情内容

特別交付税増額要望について

・ 要望先

地元選出国會議員 寺 田 稔 (安全保障委員長)

齊 藤 鉄 夫

新 谷 正 義

溝 手 顕 正

宮 澤 洋 一

柳 田 稔

森 本 真 治

総務省 野田聖子総務大臣 他 14名

財務省 麻生太郎財務大臣 他 6名

・ 陳情日

平成30年1月25日(木) 午後1～5時

・ 陳情目的

特別交付税の所定金額確保を要望するため。

・ 陳情内容

- ・ 呉市は、たゆみない行財政改革に取り組んできたが、市税収入が低迷する一方で、高齢化率は34.4%と格段に高く、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政負担に苦慮している。
- ・ 本市が、ワクワク・いきいきしたまちになることを目指して、時代を先取りする産業の創造、多くの人を訪れる交流都市・観光都市への発展、女性や若者のチャレンジを支援する取り組みに注力していく必要がある。
- ・ これらの点をご推察いただき、前年度の実績を踏まえ、最低20億5千万円の特別交付税配分をお願いしたい。

■調査項目

産業振興基本条例について

・調査対応者

新宿区 文化観光産業部 産業振興課

課長 太田 公一 氏

課長補佐（産業振興係長） 黒澤 照美 氏

・調査期日

平成29年1月25日（木）午前10時～11時30分

・調査目的

先行事例として、新宿区の「産業振興条例」を調査し、呉市版「中小企業振興基本条例」制定の一助とするため。

・調査内容

【新宿区産業振興課より説明】

- ・「新宿区産業振興基本条例」は「活力ある産業が芽吹くまち」を目指して平成23年に制定した理念条例である。
- ・第1条から第12条で構成され、第3条に示す4つの基本理念に基づく。基本理念は、①事業者の創意工夫・自助努力と区・商店会・産業経済団体等が一体となって事業活動を促進 ②産業振興の基本は中小企業者の活力ある成長と発展 ③加えて、商店街の発展と活性化 ④社会経済状況の変化に対処し創業の環境を整備し創造力のある産業を育成する、の4点。
- ・第4条には「区の責務」、第5条に「事業者の役割」、第6条に「商店会の役割」、第7条に「産業経済団体等の役割」、そして第8条には「区民の役割」を謳うなど、各々の役割を明確に定めている点も特徴的。
- ・さらに、第10条～12条に「産業振興会議」について規定している。新宿区産業振興会議は、区長の諮問機関であり、任期を1期2年間とし、13人以内の委員で組織するものである。
- ・新宿区の産業の特徴については、情報通信業を中心としたサービス業が多い、100年以上続く企業も多くある、地場産業は「印刷製本業」と「染色業」が中心であるが、多様性に富み近年は分類できないような新産業もある。
- ・産業振興会議において、「産業振興プラン」を策定中であり、現在は素案の段階。平成30年3月末に完成予定。
- ・産業振興プランには、
 - 新宿区の産業の歴史、○事業環境の変化、○現状と課題分析、

- 基本目標「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」、○その実現に向けた7つの「施策の方向」を定める。
- ・産業振興条例の第9条には「産業振興施策の公表」を定めており、毎年度、「産業振興施策の実施状況」を産業振興課より冊子として発行している。ここには、○中小企業活性化支援、○地場産業支援、○商店街活性化支援、○産業振興施設、○産業関連情報の発信、○産業振興会議の運営、などの項目について報告される。
- ・次に、「新宿区産業振興課の事業」について説明する。
 - 商工相談員による窓口相談、○23名の契約中小企業診断士が事業所訪問するビジネスアシスト新宿、○融資制度、○産業振興フォーラムの開催、○バイヤーを呼んで開催する新宿商談会、○新宿ビジネス交流会、○展示会出展支援、○優良企業表彰、○高田馬場創業支援センターの運営、○新宿区特定創業支援事業、○ものづくりマイスター「技の名匠」の認定、○ものづくり産業支援事業助成、○商店街活性化支援、○商店会情報誌「新宿商人」発行、○商店街スクラッチくじ、○空き店舗情報提供、○商店街ホームページ活性化、○新宿産業観光フェア、○「新宿ビズタウンニュース」毎号1万部を発行、○メルマガ「新宿ビズタウンメール」、○動画配信「新宿ビズタウンネット」、○中小企業の景況報告、○産業振興会議の運営、○産業振興プランの策定、○区立産業会館（BIZ新宿）など、中小企業振興に関する多岐にわたる事業を展開している。
- ・別途、新宿区観光振興協会からもマップや情報誌を発行している。

【質疑応答】

- ・ 呉市も中小企業振興条例の制定に向けて、新市長はじめ議会も一緒に動いているところである。新宿区の条例では、第4条の3項に、区の責務の一部として「総合的な計画」を定めるとしている点が功を奏していると考えられる。ところで、産業振興会議のメンバーについて伺う？
 - ➔ 産業振興会議第3期報告書の33ページに13名のメンバー構成を示しているが、学識経験者の会長中心に、公募で3名、地場産業の代表や、若手も何名かいる。
 - ➔ 公募による委員は、作文により選考した。（応募は数名程度と少ない）
- ・ 条例策定のプロセスについて？
 - ➔ 「区民懇談会」により、約1年間かけて検討した。
 - ➔ パブコメは1ヵ月間行い、28名から46件の意見があった。
- ・ 条例に「区の責務」を定めているのが効果的と考えるが、いかがか？
 - ➔ これが根拠条例となるため、予算措置もやりやすい。
 - ➔ なお、商店会の役割で「努力義務」を定めているが、これがコンビニ等のチェーン店にも適用されるので、商店街も喜んでいと聞く。

- ・ 新宿区での買い物難民の状況は？
 - ➔ 買い物の場は十分ある。近場の商店街まで行けない人はどうやっても無理と考えている。
- ・ 都会では情報化は進んでいるものとするが、いかがか？
 - ➔ 実はホームページも6割程度とまだまだであり、新宿区においても中小企業の情報化は課題であり、支援も必要とする。
 - ➔ 選択肢のひとつとしてSNS活用も考えている。
- ・ 新宿管内は大変広大であるが、どこにフォーカスしているのか？
 - ➔ 観光含め諸団体が連携して動くことが大切と思うが、新宿区では観光協会との関係はどうか？
 - ➔ 担当課長を区に置き、観光協会の事務局長を兼ねるという官民一体になって運営している。
- ・ 夜の街の調整や支援もしているのか？
 - ➔ 夜の街は民間の力が大きい。民間で自主的に調整力を発揮している。
- ・ 地場産業として印刷業があるが、情報化進展の中でどう方向付ける？
 - ➔ 印刷事業者は減少傾向。
 - ➔ 情報化の中で将来不安もあり、例えば、紙以外の物への印刷技術の開発などチャレンジしている。
 - ➔ なお、大正時代に大日本印刷が市ヶ谷に移転してきたことが印刷製本業が盛んになった原点であり、今は神楽坂に集中しているがこれも50年かけてまちづくりに取り組んできた結果であり、「自分たちのまち」という強い思いが根底にある。

【呉市での展開の可能性】

- ・ 新宿区においても、産業振興条例に「産業振興会議」を規定し、具体的な施策は産業振興会議で検討している。「産業振興プラン」も現在策定中であるが、これも産業振興会議の所管である。墨田区同様「産業振興会議」の必要性を強く認識した。呉市においても、振興条例制定はスタートラインであり、その後の具体的な展開手法を考えておきたい。
- ・ 条例に「区の責務」を明記すると共に、事業者や商店会、あるいは団体や区民の役割を記載し、参加意識を高めている。この点も参考にしたい。
- ・ 行政職員が条例に基づき、丁寧な働きかけをしている。結果を出すためには、この姿勢に学びたい。
- ・ 区の産業振興課の活動内容中、専門員による商工相談やアドバイスは、呉市においても産業振興センターの機能を拡大して対応すべきとする。
- ・ 「新宿商人」や「ビズタウンニュース」など、多様かつ継続的な情報発信を行っている。中小企業支援の中でも情報発信は重要な要素とする。

／以上